

# HRM-ES 2008-11

Win-Win 関係構築 ES コンサルティング  
WISDOM and CREATION  
<http://www.t-hrm.com>

発行：T-HRM 田中事務所  
〒468-0043 名古屋市天白区菅田 2-1403  
特定社会保険労務士／ES トレーナー／行政書士  
田中 智 Satoshi Tanaka  
TEL：052-806-2700 FAX：052-806-2723  
E-mail：info@t-hrm.com  
T-HRM 通信 11月号 11月4日発行

11月に入りぐっと秋の深まりを感じます。＜3日 文化の日、7日 立冬、23日 勤労感謝の日、22日 小雪＞

## 1. November ご案内

＜先月から社会保険事務所での手続窓口が一部協会けんぽに変わりました。＞

### 被保険者証の再交付

・被保険者は事業主を経由して、協会へ申請を行うことになります。

### ○資格証明書の発行について

1 社会保険事務所では、資格取得時等において協会から被保険者証が交付されるまでの間、事業主様から申請があつて必要と認めた場合には「資格証明書」を交付することが出来ることとなりました。

2 資格証明書の有効期間は交付日から20日以内とし、20日を経過する前においても被保険者が被保険者証を入手した時点で失効するものとします。

＜その他＞

### ○厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届について

今般(平成20年9月10日付通牒)、厚生年金保険法第27条に規定する「70歳以上被用者」に該当しなくなった日が、施行日の平成19年4月1日に遡って、「退職又は死亡した日の翌日」から「退職又は死亡した日」に改められました。



## 2. 名言名句

「可愛くば五つ教えて三つほめ  
二つ叱って良き人となせ」 (二宮尊徳)

## 3. 法律ワンポイント

### 21年5月21日スタート 裁判員制度

☆ 全国の地方裁判所では、選挙管理委員会から送付された裁判員候補者予定者名簿に基づいて裁判員候補者名簿を作成し、**今月の28日頃** 最高裁判所名入りの封筒で裁判員候補者名簿に登録された方に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」等が発送される予定です。

**裁判員制度とは**、国民に裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

国民が刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する国民のみなさんの信頼の向上につながる事が期待されています。国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア等でも行われています。

**今月末にも**、名簿に登録された方には、**裁判所から封筒に入った「お知らせ」等が届きますが**、この段階では名簿に登録されただけであり、すぐに裁判所に出向く必要はありません。→**注意!** **裁判員制度を装った不審な電話がかけられているという情報が引き続き裁判所に寄せられています。**

### ☆事業所としての今後の対応は

**候補者として通知を受けても、1年を通じて辞退事由が認められる場合には、裁判所に呼ばれることはありませんが、そうでなければくじで選任され裁判の6週間前まで選任手続期日のお知らせが届く場合があります。**

☆**労基法第7条の「公民権行使の保障」**から「裁判員として、裁判当日休むことについての請求は拒むことはできません」ので、快く受諾してください。本人には日当1万円が支給されます。 **裏面に流れ→**

**選ばれる確率は？** 最高裁のリーフレット資料によりますと、1事件について50人から100人を名簿の中からくじで選定するとしますと400人から800人に1人とのこと

### <裁判員の選ばれる方>

**前年の秋頃 裁判員候補者名簿を作成**

各地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿を作成します。

<全国で30万人程度登録>



**前年12月頃までに調査票とともに候補者に通知**

裁判員候補者名簿に記載されたことを通知します。この段階ではすぐに裁判所へ行く必要はありません。また、就職禁止事由や客観的な辞退事由に該当しているかどうかなどをたずねる調査票が送付されます。調査票を返送して、明らかに裁判員になることができない人や、1年を通じて辞退事由が認められる人は、裁判所に呼ばれることはありません。



**事件ごとに裁判員候補者名簿の中から、くじで裁判員候補者が選ばれます。**



**原則、裁判の6週間前まで選任手続期日のお知らせ(呼出状)**

くじで選ばれた裁判員候補者に質問票を同封した選任手続期日のお知らせ(呼出状)を送ります。裁判の日数が3日以内の事件(裁判員裁判対象事件の約7割)では、1事件あたり50人程度の裁判員候補者にお知らせを送る予定です。質問票を返送してもらい、辞退が認められる場合には、呼出しを取り消しますので、裁判所へ行く必要はありません。



**裁判の当日選任手続期日**

裁判員候補者のうち、辞退を希望しなかったり、質問票の記載のみからでは辞退が認められなかった方は、選任手続の当日、裁判所へ行くことになります。裁判長は候補者に対し、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問をします。候補者のプライバシーを保護するため、この手続は非公開となっています。



最終的に事件ごとに裁判員6人が選ばれます(必要な場合は補充裁判員も選任します)。通常であれば午前中に選任手続を終了し、裁判員に選ばれたら、次のような仕事をするようになります。

- 1 公判に立ち会う
- 2 評議、評決
- 3 判決宣告・裁判員の任務終了 [詳しくは→http://www.saibanin.courts.go.jp/index.html](http://www.saibanin.courts.go.jp/index.html)

## 4. データ・情報

- ① 残業代を支払わなかったとして労働基準監督署による是正指導を受け、100万円以上の未払い残業代を支払った企業数が2007年度に1,728社(前年度比約3%増)となり、過去最多を更新したことが、厚生労働省の発表で明らかになった。支払総額も過去最多の計272億4,261万円(同約20%増)だった。
- ② くも膜下出血を起こし25歳で死亡した国立循環器病センターの看護師の両親が公務災害認定を求めた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁は10月30日、1審に続いて訴えを認め、国に遺族補償一時金など約1,250万円の支払いを命じた。判決理由で大谷裁判長は、勤務先の病棟は「恒常的に時間外勤務をせざるを得ない状況だった」と指摘。発症前の時間外労働は1カ月当たり50~60時間程度で、国の認定指針(80時間)に達していないが、1審同様、不規則な夜間交代制勤務など質的な過重性も併せて認定した。

<t-hrm> TANAKA HUMAN RESOURCES MANAGEMENT

17歳のプロゴルファー石川遼選手が11/2に、プロ転向後初優勝を逆転で見事飾りました。ニュースで知りましたが、もしテレビで見ていたら鳥肌が立つぐらい感動したと想像しました。人気低迷していた男子プロゴルフ界のヒーローであり救世主だと改めて思います。「プレースタイルが勝つためのゴルフでない」とか、「これからが壁があるのでは」とか、周りの人が心配するムキがありますが、「いいじゃないですか！ファンは勝つためのプレーの前に魅せるプレー」を期待していると思うからです。狭いホールでもドライバーを思い切り振りぬく姿は見ていて気持ちイイ！優勝決定のホールでの果敢に攻めて池に入れてからのウォーターショット！魅せてくれました。ゴルフはドラマです。アマチュアもスコアを気にしますが、遼君を見て、世のオジサンたちはこの秋、思い切り攻めるゴルフを楽しむことでしょう。私もですが……